

## 令和5・6年度

### 物品入札参加資格審査申請書記載要領

申請に当たっては、この記載要領をよく読んで、記載漏れのないよう留意の上、必要な書類を添付して、早めに提出してください。

#### I 申請書の提出期間及び資格の有効期間

区分	申請書の提出期間	資格の有効期間
定期申請	令和5年1月16日から令和5年2月28日まで (郵送の場合は当日消印有効)	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
随時申請	令和5年4月3日から令和7年3月31日まで	入札参加資格者名簿に登載された日から令和7年3月31日まで

注意：持参される方は、受付時間が平日の午前8時30分から午後5時までとなりますので注意してください。

#### II 各様式作成に当たっての全般的注意事項

- 1 各様式の氏名印又は代表者印は、不要。印鑑届出書において、入札等に使用する印鑑を届出すること。
- 2 訂正は、訂正印を押印すること。
- 3 添付書類のうち、官公署が行った証明書類については、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。
- 4 第1号様式の別紙1及び同様式別紙2の各欄内に書き込めない場合は、必要に応じて別紙に記載して添付すること。
- 5 本記載要領中の「審査基準日」とは、申請書を提出する日の属する月の前月の初日をいう。

#### III 各様式の記載要領等

##### 《第1号様式 物品入札参加資格審査申請書》

- 1 「登録番号」欄  
記載しないこと。
- 2 「商号又は名称」欄  
会社名又は屋号等を記載すること。（支社、支店は法人登記のあるものに限る。）
- 3 「氏名（代表者氏名）」欄  
個人にあつては経営者の氏名、法人にあつては代表者の役職及び氏名を記載すること。
- 4 「電話番号」及び「FAX番号」欄  
市外局番も記載すること。例 0256-34-5511
- 5 「営業区分」欄
  - (1) 「1 製造（印刷・印章類の取扱業者に限り該当）」、「2 販売」のうち、入札参加を希望する営業品目について、該当する項目に○を付すること。
  - (2) 製造及び販売の両方に該当する場合は、両方に○を付すること。
- 6 「希望する営業品目」欄  
入札参加を希望する営業品目を別記1の「営業品目表」から選びコード番号を記載す

ること。（順位は入札参加を希望する順番で記入すること。）

なお、営業品目は登記簿又は青色申告書等により確認できるものであること。

〈例 示〉

順位	大分類	中分類	取扱品目
1	1	2	計算機、複写機
2	2	1	木製・スチール家具
3	4	1	視聴覚等
4	9	2	ピアノ

## 《第1号様式の別紙1 営業概要》

### 1 「営業所」欄

営業所（支社、支店を含む。）を全て記載すること。

### 2 「主な取扱品名」欄

主な取扱品名を具体的に記載すること。

〈例 示〉 視聴覚関係 （映写機、録音機、投影機）

計算機 （電卓……………）

スチール家具 （事務用スチール机、スチールロッカー）

### 3 「代理（特約）店契約をしている主なメーカー名」欄

入札参加を希望する営業品目で、メーカー又は販売元と販売代理店又は特約店の契約を締結している場合は、取扱品目の範囲、販売区域及び販売期間（契約期間）を記載すること。

また、国産品以外の品目については、国内総販売元又は総販売権者との契約状況を記載すること。（取扱品目が自社製品である場合は記載をしないこと。）

### 4 「常勤職員数」欄

(1) 審査基準日現在の職員数を記載すること。

(2) 「常勤職員数」とは、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものを、組合にあつては組合の役職員と組合員の常勤職員との合計をいう。「合計」の（ ）内には、役員又は事業主の数を内書きにすること。

### 5 「委任先の情報」欄

営業所又は支店等に契約の締結、入札及び代金の請求等を委任される場合に、その委任先の名称や電話番号等を記載すること。

## 《第1号様式の別紙2 営業の沿革・営業許可等一覧表・契約実績一覧表》

### 1 営業の沿革の「創業後の沿革」欄

組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開又は商号若しくは名称の変更を記載すること。

### 2 営業許可等一覧表

#### (1) 「許可等の名称」欄

入札参加を希望する営業品目が、法令に基づく営業に関する許可、登録、認可及び届出等を必要とする場合に記載すること。

#### (2) 「許可等年月日（期間）」欄

上記(1)について、期間のないものは許可等を受けた年月日を、期間のあるものはその始期と終期を記載すること。

### 3 契約実績一覧表

審査基準日の直前2年間の営業年度における官公庁等の契約高で主たるものを記載

すること。

### 《変更等の届出》

#### 1 申請書類の変更の届出

物品入札参加資格審査申請書を提出後、当該申請書及び当該申請書の添付書類に記載した事項について変更があったときは、直ちに変更届出書（第3号様式）に関係書類を添付して提出すること。

#### 2 廃業の届出

参加資格者が解散又は廃業したときは、20日以内に廃業届出書（第4号様式）を提出すること。

### 《承認通知》

資格承認については、定期申請においては令和5年3月に、随時申請においては随時通知する。

### 《提出先及び照会先》

物品入札参加資格審査申請書の提出先及び照会先

〒 955-8686 新潟県三条市町旭町二丁目3番1号

三条市会計課

電話 0256-34-5511 内線 239 担当：竹見

FAX 0256-32-8393